

# 令和3年度 第3回 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

## 会 議 録

### 〔会議概要〕

日 時	令和4年3月18日（金） 午前10時00分から午前10時55分		
場 所	佐倉市社会福祉センター3階中会議室		
会議次第	1. 開会 2. 福祉部長あいさつ 3. 議事 (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型サービス事業所整備法人の公募にかかる選考について (2) 令和4年度佐倉市地域包括支援センター運営方針(案)について (3) その他 4. 閉会		
出席委員 (12名)	会 長	岩淵 康雄	(医師)
	副会長	谷野 宏輝	(社会福祉協議会)
	委 員	石渡 孝	(民生委員・児童委員)
	〃	住吉 アキ子	(ボランティア団体)
	〃	川崎 順子	(高齢者クラブ)
	〃	大嶋 和俊	(施設介護サービス事業者)
	〃	大野 哲義	(在宅介護サービス事業者)
	〃	岡田 恭比呂	(公募市民)
	〃	椎橋 玲子	(公募市民)
	〃	根本 弘子	(公募市民)
	〃	松井 強	(公募市民)
	〃	石川 雅俊	(学識経験者)
欠席委員(1名)	委 員	秤屋 尚生	(歯科医師)
事務局	福祉部長	丸島 正彦	
	高齢者福祉課長	田中 綾子	
	介護保険課長	向後 妙子	
	高齢者福祉課 生きがい支援班長	副主幹 小田 賢治	
	包括支援班長	主 査 秋葉 直子	
	包括ケア推進班長	主 査 岩本 絵己	
	地域支援班長	主 査 須藤 克友	
	地域支援班	主査補 清水 直樹	
	地域支援班	主 事 田中 魁人	
	介護保険課 介護給付班長	副主幹 平岡 和美	
	介護給付班	主 査 石橋 誠	
	介護資格保険料班長	主 査 今川 真木子	
	介護認定班長	副主幹 植木 隆太郎	
	書記 高齢者福祉課 生きがい支援班	主査補 檜垣 幸夫	
	生きがい支援班	主 事 前田 翔平	
その他	傍聴者 0名		

【発言要録】

発言者	内 容
○高齢者福祉課長	<p><b>【開会】</b></p> <p>ただいまより「令和3年度 第3回 佐倉市 高齢者福祉・介護計画 推進懇話会」を開会いたします。</p> <p>本日の会議は、議事録作成のため録音をしておりますので、あらかじめご了承ください。また、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、マスクの着用と会議時間の短時への、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>
○高齢者福祉課長	<p><b>【資料確認等】</b></p> <p>始めに、会議に使用する資料の確認をお願いいたします。</p> <p>本日の資料は、事前にお送りした資料として、会議の次第、議事(1)の資料1-1から資料1-4の綴と、議事(2)の資料2-1と資料2-2でございます。</p> <p>資料の不足等はありませんでしょうか。</p>
○高齢者福祉課長	<p><b>【福祉部長あいさつ】</b></p> <p>次に、福祉部長からあいさついたします。</p>
○福祉部長	<p>福祉部長の丸島でございます。本日は、お忙しい中、ご出席を頂きありがとうございます。開催に先立ち一言ご挨拶をさせていただきます。</p> <p>懇話会委員の皆様には、これまで第8期 佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定や各種施策を推進に、貴重なご意見やご提言を頂き、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあるなか、懇話会を実施できたことへも感謝申し上げます。</p> <p>今日の懇話会では、第8期計画に基づく介護施設整備法人の選考及び、令和4年度の地域包括支援センターの運営方針が議題となっております。委員の皆様方には様々な角度からご意見を頂き、事業を進めてまいりたいと考えていますので、活発なご審議をお願いいたします。</p>
○高齢者福祉課長	<p>では、ここからは、議事となりますので、佐倉市 高齢者福祉・介護計画 推進懇話会 設置要綱 第7条 第1項の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。</p>

発言者	内 容
◇会長	<p><b>【 会議の成立等 】</b></p> <p>規定により、会長が、会議の議長を務めることとなっていますので、これより私が進行をさせていただきます。</p> <p>当懇話会の設置要綱第7条第2項に「委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」とあります。 本日は、秤屋委員が所用により欠席ですが、委員の過半数が出席していますので、本日の会議は成立いたします。</p>
◇会長	<p>なお、本日の会議の内容は、公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されるものに当たらないため、会議は公開とし、傍聴を認めることといたします。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p>
◇会長	<p>現在、傍聴の方は来ていませんが、会議途中に傍聴人がみえた場合は、随時に、入室を認めますので、事務局が適切に対応してください。</p>
◇会長	<p><b>【 議 事 ( 1 ) 】</b></p> <p>それでは、議事1「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型サービス事業所整備法人の公募にかかる選考について」、事務局の説明をお願いします。</p>
○介護保険課 （石橋）	<p>介護保険課の石橋です。議事（1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び 地域密着型サービス事業所整備法人の公募にかかる選考について、公募の概要をご説明させていただきます。</p> <p>〔以下、資料1-1を説明〕</p>
○介護保険課 （石橋）	<p>なお、看護小規模多機能型居宅介護の応募法人から、応募を辞退したい旨の報告があり、急遽、本日の懇話会前に事業者選考委員会を開催し、本日の報告内容を変更いたしました。その結果を資料1-5として配布させていただきます。</p> <p>〔資料1-5を配布〕</p>
○介護保険課 （石橋）	<p>なお、具体的な審査選考の内容について、事業者選考検討会の会長をお努めいただいた谷野 副会長から報告をお願いします。</p>

発言者	内 容
◇副会長	<p>谷野です。 私からは、選考結果をご報告させていただきます。</p> <p>当公募に応募があった法人に対し、事務局である介護保険課において、応募書類による1次審査、及び、ヒアリング採点以外の2次審査を行いました。</p> <p>さらに、令和4年3月9日、私を含めた当懇話会の6名の委員から構成される事業者選考検討会を開催し、2次審査のヒアリング・質疑による評価・採点を実施いたしました。</p> <p>資料1-2にはヒアリング評価を除く審査及び評価内容を、資料1-3には事業者選考検討会によるヒアリング評価を加えた最終的な評価結果をそれぞれ法人ごとに掲載しております。</p> <p>結果は資料1-3のとおり、特別養護老人ホームの創設においては 社会福祉法人 三光会を、地域密着型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護においては 株式会社やさしい手を候補者として選考いたしました。</p> <p>なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、社会福祉法人大山（だいせん）から応募がございましたが、同時に応募した看護小規模多機能型居宅介護が採択されなかった場合は辞退するとの事前申出に基づき、今回は「選考対象事業所なし」となります。</p> <p>なお昨日、看護小規模多機能型居宅介護に応募があった、株式会社やさしい手より建物の賃貸借契約を締結することが出来なくなったため、応募を辞退したい旨の連絡を受けました。</p> <p>そのため、次点の社会福祉法人大山の選考について、本日、臨時で事業者選考検討会を開催し、ご協議いただいた結果、社会福祉法人大山は、基準点に致していないとの理由から選考なしとの結論に至りました。</p> <p>また、選考の過程において、委員間で議論をし、事務局に指摘すべき点について意見を付すことといたしました。</p> <p>次回以降の、特別養護老人ホームの審査基準においては、「都市計画との整合」をはじめとする「Ⅰ 配置計画及び建設用地に関する事項」の基準及び配点を、現実に即し見直すこと。</p> <p>併せて、「Ⅲ 運営に関する事項」の項目及び配点を見直し、事業者選考検討会でのヒアリングにより、適正な選考ができるよう、全体の配点比率も見直すこと。以上2点について、指摘をしたいと思います。</p> <p>今回、資料1-3のとおり、特別養護老人ホームの得点率が45.3%と、公募基準に定める得点率6割を大きく割り込んでしまっております。</p> <p>この要因について委員間で分析したところ、まとまった用地の確保という面からは、本来、市街化調整区域でも設置可能な特別養護老人ホームについて、利便性の確保という部分に大きく点が割かれており、今回は、事業所のプレゼンテーションが仮に満点だったとしても、得点率6割を切るといった事態でございました。</p>

発言者	内 容
	<p>実際のプレゼンテーション部分の得点は66.6%であったこと、また、他市において複数の事業実績のある法人であり、市としても第7期に整備できなかった施設類型であることから、総合的に判断し選考すべきという結論に達しましたが、選考基準及び配点については、今後公募を行う際に見直しが必要であると考えます。</p> <p>以上が、事業者選考検討会における選考結果でございます。</p> <p>そのうえで、特別養護老人ホーム整備法人の公募については資料1-4のとおり、地域密着型サービス事業所整備法人の公募については、本日の報告内容を変更しました資料1-5のとおり、懇話会意見として市長に報告したいと考えております。ご報告は以上です。</p>
◇会長	<p>今後の手続き等について、説明をお願いします。</p>
○介護保険課 (石橋)	<p>介護給付班の石橋です。今後の事務手続きについてご説明いたします。</p> <p>今後は、谷野委員からご報告いただいた事業者選考検討会における選考結果を、市長に報告し、市長の決裁をもって選考法人を最終的に市として正式に決定通知をいたします。</p> <p>その後、特別養護老人ホームにつきましては、「施設整備事業者選定に係る意見書」を、佐倉市から、例年のスケジュールでは9月の県が指定した日までに千葉県に提出し、施設整備の必要性や佐倉市高齢者福祉・介護計画との整合性、当該法人が選定された経緯等を説明することになります。</p> <p>千葉県では、これらを踏まえ、選考された法人と協議を行い、整備計画を進めることとなります。</p> <p>今回選定された法人は、令和5年度から整備事業を開始し、令和6年度中の開設を目指すこととなります。今後の事務手続きに関するご説明は以上です。</p>
◇会長	<p>ここまでの説明に関して、ご意見、ご質問があれば、お願いします。なお、発言の際には委員名もお願いします。</p> <p>[質疑、応答]</p>
A委員	<p>再選考、点数が満たなかったということだが、特養のほうで点数が満たないけれども選考したというのは矛盾が発生しないか？</p>
○副会長	<p>まさにその点を検討会の中で協議した。特養の整備については、場所の選定の仕方として、仮に満点を取ったとしても選考されない。そういう採点基準であっては選考会の意味が発揮できないので見直しをお願いした。当初の選定の中で選考基準の配点の見直しが議論されていなかったの、ここについてはこのままということで、意見をまとめて報告した。</p>

発言者	内 容
A 委員	選考基準の見直しは必要ないという結果か。
◇会長	市街化調整区域の評価が理解しにくかった。
○副会長	<p>選考会で出た意見だが、資料 1-2 に二次審査の都市計画の整合性のところで、設置場所にマイナス点を加えられている。こういったところが大きく足をひっぱり、選考する以前に法人の審査は合格できないと市役所担当課の審査の結果が出ていたので、それでは二次で選考するのにこの基準ではあわない。書類審査ですでにマイナス 20 点となっている。資料 1-3 で評価をしたものを満点で出したとしてもこの法人は合格しないという点数配分はおかしい。</p> <p>事務局の補足はありますか</p>
○介護保険課 (平岡)	<p>ただ今の意見に補足。選考の際に委員から頂いた意見として、資料 1-2 建設用地に関する事項の中で、市街地化区域であれば 20 点プラス。市街化区域でないが隣接していると 0 点。市街化区域に隣接していないとマイナス 20 点になってしまう。</p> <p>特別養護老人ホームに関してはまとまった用地が必要であるため、市街化調整区域で整備できるにも関わらず、このような大きい減点をしていることや、加点と減点の幅が大きい、とのご意見をいただきました。また、交通の利便性等に関しても、施設の性格上ここに大きい点を割く必要性等をもういちど見直すとともに、プレゼンテーション当日の採点を重視すべきであり、立地が適切かどうかの判断が必要であっても、プレゼンテーションの中にいたので、項目をもうけ、聞き取りを深めた方がいいと意見をいただき、次回以降に反映していきたい。</p>
A 委員	資料 1、合計は 250 点分の 60 点。20 点増えても 80 点にしかない。低いのはどういうことか。
○介護保険課 (平岡)	委員一人当たりマイナス 20 が無くなると各委員 80 点になるので、合計していくと 120 点。
A 委員	二次審査のヒアリング前の得点率はもともと低いのか。20 点プラスされても 4 割しか得点できない。
○介護保険課 (平岡)	交通の利便性の採点は妥当なのか、生活関連施設の整備状況に関してこの配点は妥当なのか。プレゼンテーションの割合と事前の審査の割合を見直すよう意見を頂いた。

発言者	内 容
◇会長	定期巡回は大事だと思うが、対策は必要ないのか。
○副会長	<p>サービスがないということで利用できない部分はあるが、他の介護サービスでカバーしあっている。</p> <p>次の採択に向けて見直しを図るが、いますぐに大きな影響はないということで今回採択なしとした。</p>
◇会長	<p>よろしいでしょうか。急遽の報告もありましたが、慎重な審議ありがとうございました。</p> <p>それでは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備法人については、事前に資料配布のありました、事業者選考検討会の結果 資料1－4のとおり決定いたします。</p> <p>地域密着型サービス事業所整備法人については、3月9日開催の事業者選考検討会は事前配布のありました資料のとおりですが、法人からの届出により、本日配布のありました資料1－5のとおりと決定いたします。</p>
◇会長	<p><b>【 議 事（2）】</b></p> <p>では次に、議事2「令和4年度 佐倉市地域包括支援センター運営方針（案）について」です。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
○高齢者福祉課（須藤）	<p>高齢者福祉課地域支援班 須藤でございます。議題の2「令和4年度佐倉市地域包括支援センター運営方針（案）」について説明させていただきます。</p> <p>まず、運営方針案の説明の前に、前回の懇話会時には未公表でございました事業評価の全国平均が公表されましたので、その結果及び佐倉市の評価結果を説明させていただき、その後、運営方針案について説明をさせていただきます。</p> <p>〔以下、資料2-2を説明〕</p> <p>続きまして、資料2-1をご覧ください。令和4年度の包括支援センター業務の委託につきまして、介護保険法に基づき、本資料のとおり運営方針の案を作成いたしました。</p> <p>〔以下、資料2-1を説明〕</p>

発言者	内 容
◇会長	<p>では、令和4年度 佐倉市地域包括支援センター運営方針（案）について、ご質問、ご意見等があれば、お願いします。なお、発言の際には委員名もお願いします。</p> <p>〔 質疑・応答 〕</p>
○副会長	<p>P7 地域ケア会議推進事業について。各包括で実施されており、地区担当者として今年度から地域福祉コーディネーターが参加している。基本、社会福祉士を持つものを配置している。倫理、守秘義務を持っている職種なので明記して頂けると地域づくりとして一緒に参加していけると思う。</p>
○高齢者福祉課（須藤）	<p>是非内容を反映したい。</p>
B委員	<p>P7-3 さくらパスの活用は書き込まなくてもよいのか。</p>
○高齢者福祉課（岩本）	<p>さくらパスは現場では使用されている。医療機関、介護事業所、一般の方、包括支援センターの間でやり取りする情報提供の為の様式のことだが、さくらパス以外にも在宅医療でも利用されている連携パスもある。それらを列記していくのはそぐわないので医療介護等のネットワークにまとめている。</p>
B委員	<p>さくらパスの内容はとていいので名前をひろめたい。どこかで書き込んで周知徹底を図り、ネットワークそのものをさくらパス全体の名称として定着させた方が認知症事業としてはよいのでは。</p>
○高齢者福祉課（岩本）	<p>さくらパスの周知については包括支援センター以外に一般市民向け、医療従事者向けとしてHPで説明している。また別途改めて周知していきたい</p> <p>包括支援センターで使っているのはさくらパスのみではないので、こういうかたちでまとめさせて頂いた。</p>
◇会長	<p>議事2については、よろしいでしょうか。</p> <p>では、貴重な意見も沢山ありましたので、本日の意見等も踏まえ、令和4年度の地域包括支援センターを運営するようにお願いいたします。</p>

発言者	内 容
◇会長	<p><b>【 議 事 ( 3 ) 】</b></p> <p>では、次の議事3「その他」ですが、事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>
○高齢者福祉課（小田）	<p>今後、推進懇話会の議事録を作成いたしますので、確認等をお願いいたします。</p>
◇会長	<p>委員の方より、何かありますでしょうか。 〔質疑等なし〕</p>
◇会長	<p><b>【 議事終了 】</b></p> <p>以上で本日の議事はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。</p>
○高齢者福祉課長	<p><b>【 閉 会 】</b></p> <p>岩淵会長には、議長をお務めいただき、ありがとうございました。 また、委員の皆様には、お忙しい中を会議にご出席くださりまして、ありがとうございました。</p> <p>現在の懇話会委員の任期が、この3月末で満了となるため、本日が任期最後の懇話会になると思われまます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、第8期計画の策定やコロナ禍という状況の中、多大なるご尽力、ご協力に、改めて感謝申し上げますとともに、皆様の更なる活躍をお願いいたします。</p> <p>それでは、これにて「令和3年度 第3回 佐倉市 高齢者福祉・介護計画 推進懇話会」を閉会いたします。</p>